

# 神奈川県公立中学校教育研究会 技術・家庭科研究部会 会則

## 第 1 章 総 則

- 第1条 本会は神奈川県公立中学校教育研究会技術・家庭科研究部会（略称県技家研）と称する。
- 第2条 本会は本県の中学校の職員をもって構成し、該当教科の教員を会員とする。
- 第3条 本会は本県の中学校技術・家庭科振興と会員相互の向上親和をはかることを目的とする。
- 第4条 本会の事務局は、部会長の指定する学校に置く。

## 第 2 章 事 業

- 第5条 本会の目的を達成するため、次の事業をおこなう。
1. 技術・家庭科教育の振興に関すること。
  2. 関係機関並びに団体との連絡提携。
  3. その他必要と認めた事項。

## 第 3 章 組 織

- 第6条 本会は本部の下に地区及び支部並びに部を置く。
1. 地区は県下を8つに分けて、次の通りとする。  
横浜、川崎、相模原、横須賀、湘南、県央、中、県西とし、その組織は地区内で定める。
  2. 支部は地区ごとに置き、その組織は支部内で定める。
  3. 部は技術部、家庭部とする。

## 第 4 章 役 員

- 第7条 本会は次の役員を置く。
- 部会長1名、副部会長5名、常任幹事若干名、幹事若干名、部長2名、書記会計若干名及び顧問若干名。
1. 部会長はこの会を代表し、本会の事業遂行にあたる。
  2. 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故のある場合はその代理をする。
  3. 常任幹事は本会の運営に関する審議にあたる。
  4. 幹事は本会の運営に関する企画立案、処理並びに地区内の連絡にあたる。
  5. 顧問は歴代部会長として、部会長の諮問に応じる。
  6. 部長は部を代表し部の事業遂行にあたる。
  7. 書記は本会の運営、会議に関する一切を記録し、会計は本会の会計を司る。

- 第8条 本会の役員は次の方法で選出する。
1. 部会長、副部会長並びに常任幹事は、最終合同委員会の承認を得て総会で報告する。
  2. 各地区より、副部会長若しくは常任幹事を1名選出する。
  3. 幹事は地区ごとの研究会の代表者をあて、その選出は地区ごとに選出する。
  4. 顧問は部会長が委嘱する。
  5. 研究部長、書記、会計は、部会長が委嘱する。

- 第9条 役員任期は1年とする。但し、留任をさまたげない。

## 第 5 章 運 営

- 第10条 本会に次の機関を置く。
- 総会、常任委員会、合同委員会
1. 総会は各校の会員をもって構成し、本会の重要な事項の決議機関である。  
通常年1回開催する。但し、臨時に開くことができる。
  2. 常任委員会は役員をもって構成し、本会の運営にあたる。
  3. 合同委員会は常任委員及び各地区よりの推薦者をあて、研究部会の運営に関する企画立案、処理にあたる。

## 第 6 章 会 計

第 11 条 本会の経費は、補助金、分担金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第 12 条 本会に会計監査 3 名を置き、会計を監査する。

## 第 7 章 表 彰

第 13 条 本会には表彰者選考委員会を置く。

## 第 8 章 付 則

第 14 条 本会の会則を改正するときは、総会の承認を得るものとする。

第 15 条 本会則は昭和 47 年度より施行する。

昭和 60 年 5 月一部改正

平成 2 年 5 月一部改正

平成 4 年 5 月一部改正

平成 18 年 5 月一部改正 (細則)

平成 19 年 5 月一部改正 (地区割りは平成 20 年度より実施)

平成 20 年 6 月一部改正 (第 7 条)

平成 22 年 5 月一部改正 (第 6 条、第 8 条及び細則)

## 細 則

第 1 条 地区と市町村の関係は次のとおりとする。

横浜地区	横浜市
川崎地区	川崎市
相模原地区	相模原市
横須賀地区	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡 (葉山町)
湘南地区	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡 (寒川町)
県央地区	厚木市、大和市、愛甲郡 (愛川町・清川村)、座間市、海老名市、綾瀬市
中地区	平塚市、中郡 (大磯町・二宮町)、伊勢原市、秦野市
県西地区	足柄上郡 (中井町・山北町・大井町・開成町・松田町)、南足柄市 小田原市・足柄下郡 (箱根町・真鶴町・湯河原町)

第 2 条 この会則に必要な細則は別に定める。

1. 本会には部会長、副部会長並びに常任幹事を選考する役員選考委員会を置く。

(ア) 役員選考委員は、各地区より 1 名ずつ選出する。また、次年度の役員選考委員については、中教研へ依頼する。

(イ) この会の任務は部会長、副部会長並びに常任幹事を選出し、最終合同委員会の承認を得て、総会で報告する。

(ウ) この会の任期は総会をもって終わる。

2. 幹事及び各委員の選出

副部会長、常任幹事が中心となって各地区でそれぞれ選出する。

(ア) 幹事は、各市、町、村ごとに各 1 名、委員については、地区ごとに 6 名とし、会報、調査 Web、研究・フェアの 4 つの委員会に所属する。なお、研究、フェアの 2 つの委員会については、技術部・家庭部より選出し、会報、調査 Web は技術部・家庭部は問わない。

(イ) この会の任期は総会をもって終わる。

(ウ) 関東甲信越地区研究大会へ向けての準備組織については、段階に応じて部会長が各地区に委員選出を依頼し、地区ごとに選出する。

3. 表彰者選考委員会の構成は、副部会長、常任幹事部長、事務局があたる。

(ア) 表彰 本会の発展のため努力し、その功績が多大であったと認められた者

(イ) 手続き 表彰者選考委員会で推薦し、役員並びに合同委員会の承認を得るものとする

(ウ) 表彰者については、総会の席で表彰する。

(エ) この会の任期は総会をもって終わる。